

旭川市公共施設等総合管理計画

第1期アクションプログラム本編

平成30年（2018年）3月

目次

第1章 アクションプログラムについて

- 1 アクションプログラム策定の趣旨・・・・・・・・・・ P1
- 2 アクションプログラムの構成・・・・・・・・・・ P1
- 3 アクションプログラムと他の計画との関係・・・・・・・・ P2
- 4 アクションプログラムにおける取組の方向性・・・・・・・・ P3

第2章 施設保有量の最適化

- 1 施設保有量の最適化に関する基本的な考え方・・・・・・・・ P7
- 2 施設保有量の最適化の進め方・・・・・・・・・・ P8
- 3 重点的に取り組む課題・・・・・・・・・・ P9
- 4 施設再編計画・・・・・・・・・・ P11

第3章 公共建築物の適切な維持管理

- 1 公共建築物の適切な維持管理に関する基本的な考え方・・ P12
- 2 建物の基本情報の整理（施設台帳の整備）・・・・・・・・ P12
- 3 保全計画の作成・・・・・・・・・・ P13
- 4 効率的な保全体制の構築・・・・・・・・・・ P15
- 5 施設保全計画・・・・・・・・・・ P15

第4章 コストの抑制と財源確保

- 1 コストの抑制と財源確保に関する基本的な考え方・・・・ P16
- 2 主な取組・・・・・・・・・・ P17

第5章 土木系公共施設

- 1 土木系公共施設に関する基本的な考え方・・・・・・・・ P19
- 2 主な取組・・・・・・・・・・ P19

第6章 公共施設マネジメントの実践

- 1 公共施設マネジメントの実践・・・・・・・・・・ P21
- 2 目標値の設定・・・・・・・・・・ P24
- 3 公共建築物に関する長期展望・・・・・・・・・・ P24

公共施設及び公共建築物の分類について

旭川市公共施設等総合管理計画において、公共施設は3区分、公共建築物については13の大分類と21の中分類で整理しており、アクションプログラムにおいても同様の区分を使用します。

【施設区分】

施設区分	施設類型
公共建築物	市民文化系，社会教育系，スポーツ・レクリエーション系，産業，学校教育系，子育て支援系，保健・福祉系，医療，行政系，市営住宅，公園（管理棟，公園トイレ等），供給処理施設，その他
土木系公共施設	道路，橋りょう，河川，公園，空港，農業施設，農村公園，廃棄物処分場
企業会計施設	上水道，下水道，市立旭川病院

【公共建築物分類】

大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	公民館，住民センター，地区センター
	文化施設	市民文化会館，大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	科学館，彫刻美術館，井上靖記念館，常磐館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館，花咲スポーツ公園施設
	レクリエーション施設・観光施設	旭山動物園，21世紀の森，江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	農業センター，工業技術センター，農村地域センター
学校教育系施設	学校	小学校，中学校
	その他教育施設	東旭川学校給食共同調理所
子育て支援系施設	保育園	市立保育所
	幼児・児童施設	児童センター，放課後児童クラブ
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター，いきいきセンター
	障害者福祉施設	障害者福祉センター，愛育センター
医療施設	医療施設	夜間急病センター
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎，支所
	消防施設	消防出張所，消防分団詰所
	その他行政系施設	総合防災センター，土木事業所
市営住宅	市営住宅	市営住宅
公園	公園	公園施設（管理棟，公園トイレ等）
供給処理施設	供給処理施設	近文清掃工場，浄水施設，近文リサイクルプラザ
その他	その他	7条駐車場，動物愛護センター，聖苑，廃校校舎

第1章 アクションプログラムについて

1 アクションプログラム策定の趣旨

本市では、平成28年2月に、人口推計や公共施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を、旭川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）として策定しました。

管理計画では、平成28年度から平成51年度までの期間において、「1 施設保有量の最適化」、「2 施設の適切な維持管理」、「3 コストの抑制と財源確保」、「4 推進体制とマネジメントサイクルの構築」の4つの基本方針に基づき、取組を進めることとしています。

アクションプログラムは、そのための具体的な取組内容を整理するもので、管理計画の期間を3期に分けて策定することとし、第1期のアクションプログラムは、平成31年度から平成39年度までを期間としています。

なお、特段の記載がない限り、アクションプログラムとは、第1期アクションプログラムのことを示します。

（各アクションプログラムの期間等について）

旭川市公共施設等総合管理計画 H28～H51年度			
第1期策定作業 H28～H30年度	第1期 H31～H39年度	第2期 H40～H45年度	第3期 H46～H51年度

2 アクションプログラムの構成

アクションプログラムは本編、施設再編計画、施設保全計画の3つの内容から構成します。

本編は、4つの基本方針について、それぞれの基本的な考え方や重点的に取り組む課題、進め方を整理するもので、基本的に各期のアクションプログラム策定時に見直しを行います。

施設再編計画は、基本方針のうち、施設保有量の最適化に関する取組について、施設類型別及び地域まちづくり推進協議会別に、各公共建築物の将来の方向性を整理するもので、毎年度、検討状況等を踏まえながら見直しを行います。

施設保全計画は、基本方針のうち、公共建築物の適切な維持管理に関する取組について、施設類型別に、各公共建築物の主な部材等の更新時期を整理するもので、毎年度、予算編成作業を踏まえながら見直しを行います。

（アクションプログラムの見直しについて）

構成	第1期	第2期	第3期
本編	各期のアクションプログラム策定時に見直し		
施設再編計画	毎年度見直し	毎年度見直し	毎年度見直し
施設保全計画	毎年度見直し	毎年度見直し	毎年度見直し

3 アクションプログラムと他の計画との関係

アクションプログラムは、関連する既存の計画との整合性や個別の取組内容を踏まえながら策定し、推進します。

各構成	関連する計画等		
	名称	策定年月	期間
本編	・ 第 8 次旭川市総合計画	H28. 3	H28～H39 年度
	・ 旭川市都市計画マスタープラン	H29. 2 改定	～H48 年度
	・ 地域自治推進ビジョン	H26. 10	H26～
施設再編計画	・ 旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）	H27. 10	H27～H41 年度
	・ 旭川市営住宅長寿命化計画	H29. 3 改定	H29～H39 年度
	・ へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針	H29. 8	～H32 年度
	・ 東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）	H28. 4	H28～
	・ 旭川市新庁舎建設基本計画	H29. 1	H28～H36 年度
	・ 緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）整備基本計画	H28. 7	H28～H31 年度
	・ 旭川市立地適正化計画	H 30. 3	～H48 年度
施設保全計画	・（再掲）旭川市営住宅長寿命化計画	H29. 3 改定	H29～H39 年度

4 アクションプログラムにおける取組の方向性

(1) 公共建築物

ア 現状

本市の公共建築物の施設保有量は、平成 29 年 3 月 1 日現在で、679 施設、延床面積約 118 万㎡となっており、市民一人当たりの保有床面積 3.41 ㎡/人は、中核市の半数が集中する範囲に収まっています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の進行により、平成 52 年の人口は、管理計画策定時と比べて約 23%減少する見込みであり、今後も、市民一人当たりの保有床面積を同程度とする場合は、約 27 万㎡の削減が必要ですが、仮に、全ての新規整備等を凍結し、統廃合等の取組を予定通り進めた場合でも、約 5 万㎡の削減にとどまります。

また、建築後 30 年を経過した公共建築物は、延床面積で比較すると全体の 50%を超えており、今後、老朽化に伴う改修や建替えに要する事業費が、急増する見込みです。ちなみに、「公共施設更新費用試算ソフト（H25 年度）」（総務省）をもとに管理計画策定時に行った試算によると、平成 27 年と平成 52 年の期間内に、事業費が約 2.3 倍、市民一人当たりの負担額が約 3 倍となります。

その一方で、消防・防災、学校などの施設は、将来にわたり保有し続けることが必要であり、また、公共建築物の多くが、現在、様々な用途で使用されていることから、人口や財政負担の将来見通しのみを根拠として保有量の削減を進めることは現実的ではありません。

これらの現状を踏まえ、アクションプログラムに反映する公共建築物に関する取組の方向性を次のとおり整理します。

イ 取組の方向性

公共建築物に関する財政負担の軽減と市民サービスの維持・向上の両立を図るため、施設保有量の最適化、建物の長寿命化、維持管理費用の削減の 3 つの手法を必要に応じて組み合わせながら、関連する取組を進めます。

【施設保有量の最適化】

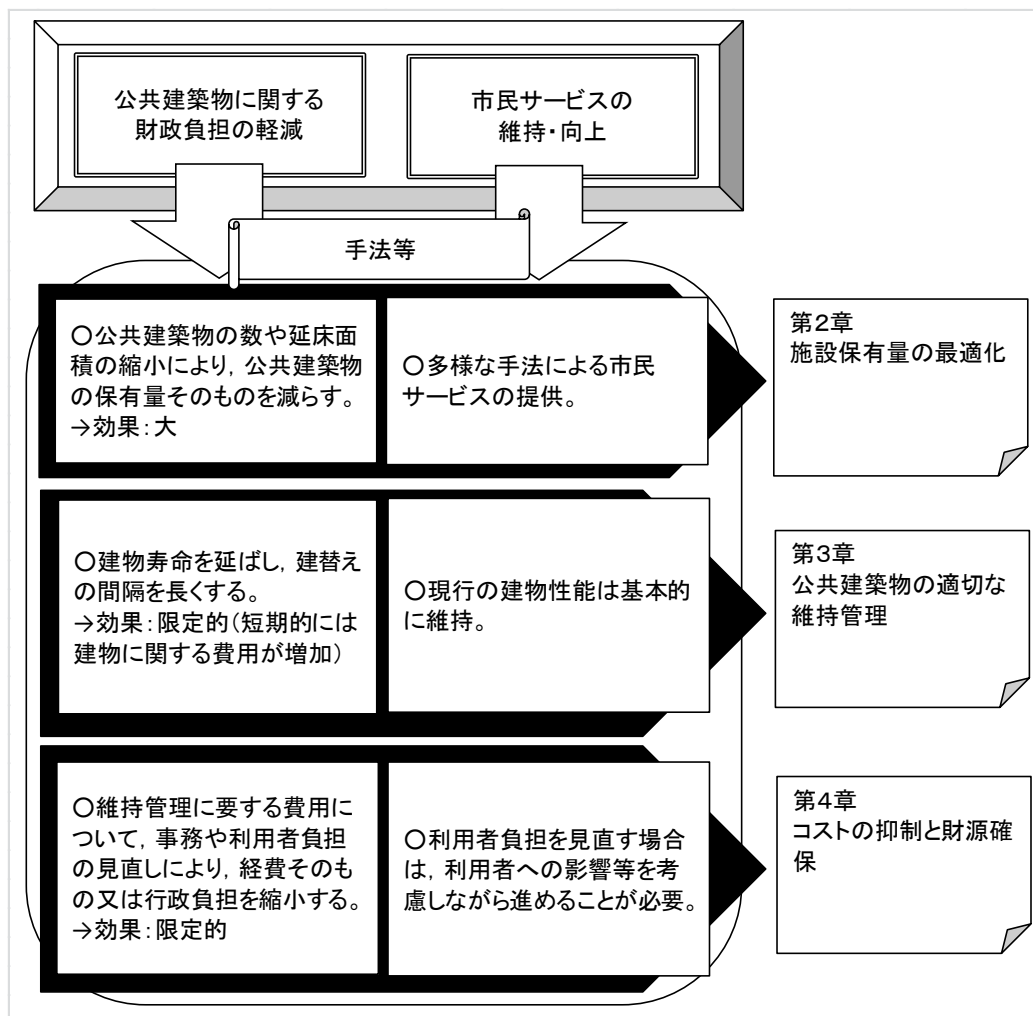
公共建築物そのものの保有量を削減することも含まれるため、3 つの手法の中では最も財政負担の軽減が見込めますが、その一方、個々の公共建築物の性質や地域の状況等を踏まえながら、市民サービスの維持・向上に向けた多様な手法を検討することが必要です。具体的な取組内容は、第 2 章「施設保有量の最適化」において示します。

【建物の長寿命化】

計画的に修繕等を行う「予防保全」を導入することにより、従前の壊れてから直す事後保全に比べて、長期的には、建替え周期を長くすることによる財政負担の軽減が見込めますが、短期的には新たな財政負担が生じます。そのため、予防保全の導入については、より効果が見込めるものに限定する必要があります。公共建築物を良好な状態に保つための取組を含めて、具体的な取組内容は、第 3 章「公共建築物の適切な維持管理」において示します。

【維持管理費用の削減】

建物に関する維持管理について、委託業務の内容や手法、利用者負担の見直し等により、財政負担の軽減を図る取組です。具体的な取組内容は、第4章「コストの抑制と財源確保」において示します。



(2) 土木系公共施設

ア 現状

本市は、中核市の中でも行政区域面積が広く、約10%の地域に人口の約92%が集中している一方、それ以外の広範な地域において、豊かな自然環境の中で、農業等が営まれている状況にあります。土木系公共施設は、道路、橋りょう等、日常生活を営むための基本となる施設であり、人口密度が希薄化しても、公共建築物のように、集約化による施設保有量の削減を進めることには限界があります。

現在、橋りょうについて、予防保全の取組により、財政負担の平準化と長寿命化を図っているほか、公園についても、遊戯施設や休養施設等の長寿命化計画を策定していますが、土木系公共施設の多くは、使用年数の経過による老朽化が進んでおり、更新に係る事業費の確保が課題となっています。

イ 取組の方向性

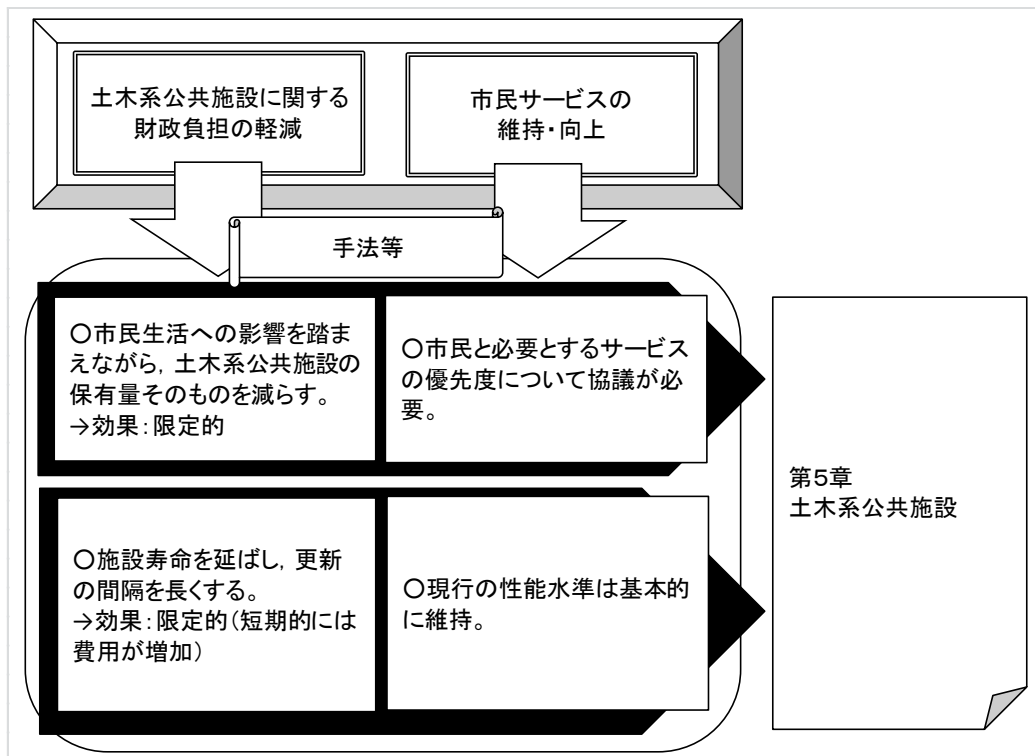
土木系公共施設に関する財政負担の軽減と市民サービスの維持・向上の両立を図るため、施設保有量の削減と施設の長寿命化の2つの手法について、施設の特性や市民サービスへの影響等を踏まえながら関連する取組を進めます。

【施設保有量の削減】

土木系公共施設そのものの保有量を削減することは、財政負担の軽減が見込めますが、施設の性質上、市民サービスへの影響を整理した上で、必要とするサービスの優先度について協議を行うなど、段階的に検討することが必要です。主な取組内容は、第5章「土木系公共施設」において示します。

【施設の長寿命化】

予防保全を導入することにより、従前の壊れてから直す事後保全に比べて、長期的には更新の周期を長くすることによる財政負担の軽減が見込めますが、短期的には新たな財政負担が生じます。予防保全の導入については、橋りょうを中心に取り組んでおり、それ以外のものについても重要度などを勘案し、総合的に判断します。主な取組内容は、第5章「土木系公共施設」において示します。



(3) 企業会計施設

ア 現状

上水道及び下水道は、高度経済成長期を中心とした需要の拡大に対応するために整備を進めてきましたが、上水道の普及率は94.9%（平成28年度末：給水区域内人口に占める給水人口の割合）、下水道の普及率（水洗化率）は96.9%（平成28年度末：処理区域内人口に占める水洗便所設置済人口の割合）となっており、いずれも必要な整備は、ほぼ終わっています。

これらの施設のうち、更新時期の目安を迎えているものが上水道管12.8%（40年経過）、下水道管1.3%（50年経過）となっていますが、10年後の割合は、それぞれ40.3%と11.6%に、20年後の割合は、それぞれ68.2%と36.5%に急増するため、計画的に更新を進めていきます。

市立旭川病院は、管理棟及び医師住宅が建築後40年以上を経過しており、また、新耐震基準に適合していません。

イ 取組の方向性

上水道及び下水道は、平成28年度から平成39年度までの取組の指針として、旭川市水道・下水道ビジョンを策定しており、4つの目標を設定して、財政収支見通しを踏まえた更新計画を持ちながら、計画的に施設等の更新を進めることとしています。

市立旭川病院については、抜本的な経営改善が必要な状況であり、管理棟などの施設改修については、経営状況を踏まえながら検討します。

それらのことから、企業会計施設については、既存の計画又は経営改善等の取組を進めることとします。

第2章 施設保有量の最適化

1 施設保有量の最適化に関する基本的な考え方

管理計画では、財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなどにより、施設保有量の最適化を図ることとしています。

そのため、公共建築物に関する財政負担の軽減と効率的な活用に向けて、市民サービスの維持・向上への影響を考慮しながら、「1 新規整備の抑制」、「2 老朽化施設に関する建替えの抑制」、「3 民間事業者等によるサービス提供への転換等」の3つの方針を持ち、施設保有量の削減に取り組みます。

(1) 新規整備の抑制

市民ニーズに対して、その内容を整理しながら、民間事業者等による対応や既存施設の運用上の工夫又は改修により対応を図ることを基本とし、新規整備については、既に計画として策定済みのものや供給処理施設以外は、見合わせます。

ただし、今後の社会状況の変化等により、まちづくりを推進する上で新規整備の必要性が生じたものについては、別途、市民参加の手続きを経ながら検討します。

なお、国や民間事業者等が保有している施設について、売却又は無償譲渡の申し出があった場合は、施策を推進する上での必要性と具体的な活用内容を踏まえながら検討します。

(2) 老朽化施設に関する建替えの抑制

これまでは、老朽化に対して、建替えが基本的な対応策でしたが、今後は、その公共建築物の機能を他の既存施設の運用上の工夫や民間事業者等により対応することを検討し、その上で、新たにスペースを確保することが必要な場合は、既存施設の改修等により確保することを基本とします。

また、建替えの場合は、そこで提供する機能との関係性を考慮しながら、できるだけ複合化を検討します。

(3) 民間事業者等によるサービス提供への転換等

公共建築物の老朽化についての長期展望を見ると、管理計画の期間終了後において、さらに建築年数経過による老朽化施設の急増が生じる見込みです。

そのため、公共建築物において実施している事業が、民間事業者等により提供可能なものや類似施設の運用上の工夫等によりニーズへの対応が見込めるものは、当該公共建築物の老朽化の状況に関わらずに、サービス提供者や手法の見直しを行います。

2 施設保有量の最適化の進め方

施設保有量の最適化を進めるに当たり、市民サービスの維持・向上への影響を考慮しながら、施設保有量削減の可能性を整理することが必要です。

そのため、施設評価では、各公共建築物について、そこで実施している事業・機能との関係性をもとに、事業等を実施する上で必要なスペースの確保手法を整理しています。

【施設評価の概要】

公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く公共建築物を対象に実施。

平成 29 年 3 月 1 日現在の情報をもとに、公共建築物 679 施設 (1,177,499.90 m²) のうち、350 施設 (1,136,025.30 m²) を対象としている。

施設評価の結果により、既存の計画において用途廃止の方針が定まっているものに加えて、「複合化・多機能化対応」、「ソフト事業等への転換」に該当するものは、単独の施設を持つ必要性はなく、地域内の公共建築物の中に必要なスペースを確保する取組やサービス提供者や手法の転換により、市民サービスの維持・向上が図られる可能性があります。

それらに該当する施設の合計は、延床面積 67,974.30 m² (80 施設) となっていますが、既に複合施設内にスペースを確保しているものもあるため、この数字がそのまま施設保有量の削減につながるものではありません。

(機能面での施設評価の結果)

区分	概要	将来像
継続：単独施設	将来にわたり市が保有し続ける施設で、事業・設備の状況から、単独施設が望ましいもの。	89 施設 (117,924.76 m ²)
継続：複合施設	将来にわたり市が保有し続ける施設で、事業・設備の状況から、複合化の受け皿となるもの。	132 施設 (881,281.74 m ²)
複合化・多機能化対応	将来的に市が保有しない施設で、「継続：複合施設」において、その機能を提供することが可能なもの。	70 施設 (61,886.44 m ²)
ソフト事業等への転換	将来的に市が保有しない施設で、民間事業者（地域住民含む）によるサービス提供や当該公共建築物によらない手法により対応可能なもの。	10 施設 (6,087.86 m ²)
廃止	将来的に市が保有しない施設で、既に民間事業者（地域住民含む）による提供体制が構築されている、又は特段の対応策を検討する必要性が低いもの。	30 施設 (63,512.32 m ²)
複数の方向性を想定するもの	比較的小規模な施設で、地域内の公共建築物の状況により、「継続：単独施設」又は「複合化・多機能化対応」など複数の方向性を想定するもの。	19 施設 (5,332.18 m ²)

3 重点的に取り組む課題

公共建築物のうち、管理計画の期間内に老朽化への対応を要するものや、既に機能の確保手法が課題として顕在化しているものについて、その性質等を勘案しながら、アクションプログラムにおいて重点的に取り組む課題として検討を進め、その内容を第1期又は第2期の取組に反映します。

(1) 支所

旧合併町の区域ごとに支所を設置しており、それらのうち、次表の3施設について、建築年数経過による老朽化等の課題があります。そのため、地域における支所の必要性も含めて、各地域の状況に応じた行政機能を確保するための取組を検討します。

なお、支所は単独の施設を持つ必要性が低いため、行政機能の確保手法の検討に当たり、当該地域の公共建築物内にスペースを確保することを優先します。

施設名	建築年度	延床面積	耐震化への対応	建物内の他の機能
東旭川支所	1958	1,150 m ²	耐震診断未実施	団体等への貸室
西神楽支所	1967	971 m ²	耐震診断未実施	公民館講堂
神居支所	1971	1,009 m ²	耐震診断未実施	公民館

(2) 文化施設（音楽ホール）

次表の3施設のうち、旭川市民文化会館と旭川市公会堂については、建築年数経過による老朽化や耐震性確保の課題があります。また、音楽ホールは整備に多額の事業費を要します。

そのため、他の施設での代替の可能性等も踏まえながら、優先して確保する機能や設備を整理し、市民文化会館等の将来像の検討に反映します。

施設名	建築年度	延床面積	耐震化への対応	建物内の主な機能
旭川市民文化会館	1974	12,394 m ² (旧中央小部 分を含む)	要耐震改修	大ホール 1,546 席 小ホール 318 席 各種会議室 展示スペース
旭川市公会堂	1958	2,496 m ²	新耐震基準適合	ホール 717 席
旭川市大雪クリスタルホール音楽堂	1993	1,945 m ² ※9,699 m ²	新耐震基準適合	コンサート室 597 席

※は大雪クリスタルホール全体の延床面積

(3) 体育施設

全道・広域レベルの大会を開催できる体育館は、借上も含めて4施設あり、近隣町にも、複数の同規模の体育館があります。

また、計画として、東光スポーツ公園複合体育施設があります。東光スポーツ公園は、平成11年度に基本計画を策定し、これまで計画の見直しや事業期間の延長等を行ってきましたが、複合体育施設については一部の施設を除き、整備時期の見通しが持ちづらくなっている状況です。そのため、近隣町の状況も踏まえながら、東光スポーツ公園複合体育施設の扱いを含め、全道・広域レベルの大会に対応できる施設について、将来にわたり必要とする施設数や規模、効率的な活用を検討します。

【市内の主な体育館】※借上げ含む

施設名	建築年度	延床面積	耐震化への対応	主競技場面積
総合体育館	1979	6,958 m ²	要耐震改修	1,812 m ² (1,494 席)
忠和公園体育館	1996	3,923 m ²	新耐震基準適合	1,354 m ² (観覧席なし)
大雪アリーナ	1986	9,460 m ²	新耐震基準適合	3,034 m ² (2,985 席)
大成市民センター	1980	1,725 m ²	要耐震改修	1,051 m ² (観覧席なし)

【計画：東光スポーツ公園複合体育施設】

施設名	延床面積	主競技場面積	観覧席
体育館	10,300 m ²	2,860 m ²	2,000 席
小体育館	2,100 m ²	950 m ²	200 席
武道館	3,000 m ²	1,100 m ²	—

【近隣町の主な施設】

施設名	主競技場面積	観覧席
鷹栖町総合体育館	1,662 m ²	約 150 席
当麻町スポーツセンター	1,439 m ²	267 席
美瑛町スポーツセンター	1,062 m ²	—

(4) 集会施設機能を有する公共建築物

集会施設機能を有する公共建築物として、各地域に、住民センター、地区センター、公民館等がありますが、公民館において建築年数経過による老朽化や耐震性確保の課題を抱えている施設があります。

それらに対して、既存施設の活用により対応するため、これまでの利用目的ごとの施設整備・運用の考え方から、多様な市民活動の受け皿として運用するため、各種運用上の見直しや施設の一部改修を検討します。

【検討の対象施設】

住民センター、地区センター、公民館（分館除く）、ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、西神楽農業構造改善センター、東旭川農村環境改善センター、旭正農業構造改善センター、永山ふれあいセンター、東鷹栖農村活性化センター、市民活動交流センター、末広地域活動センター、東地区体育センター

(5) 農山村地域における取組

市内の農山村地域のうち、特に、西神居地域と東鷹栖（道央自動車道以北）地域は、建築年数の経過により老朽化している公共建築物が複数あります。

そのため、これらの地域における取組について整理します。

ア 西神居地域

西神居地域は、市内中心部から距離があるため、これまでと同様に、当該地域における行政機能を確保するための取組が必要です。

そのため、西神居会館を本地域の拠点施設として位置づけ、必要に応じて修繕等を行いながら、建物性能を維持します。

なお、本地域には2か所の保育所がありますが、いずれも休止中であるため、拠点施設において保育サービスを提供できるスペースを確保することを含めて、それらの保育所の統合を検討します。

イ 東鷹栖（道央自動車道以北）地域

東鷹栖の道央自動車道以北の地域は、東鷹栖市街地から距離があり、農村地帯の中に、保育所や公民館分館等が点在していますが、それらの施設の中には建築年数が経過しているものがあります。

そのため、東鷹栖農村活性化センターを本地域のコミュニティ活動の拠点として位置づけ、公民館分館の機能や保育サービスを提供できるスペースの確保を含めた統合を検討します。

4 施設再編計画

施設保有量の最適化についての具体的な取組内容を、施設再編計画として、施設類型別及び地域まちづくり推進協議会別に整理します。

施設再編計画において、各公共建築物の建物の状況や機能を維持するための課題、課題解決に向けた取組内容と実施時期の目安等を記載しますが、そこで整理する内容は、地域住民等と協議を進めるに当たっての、市の考え方を示すものであり、既に他の計画で整理済みのものを除き、廃止等を決定するものではありません。

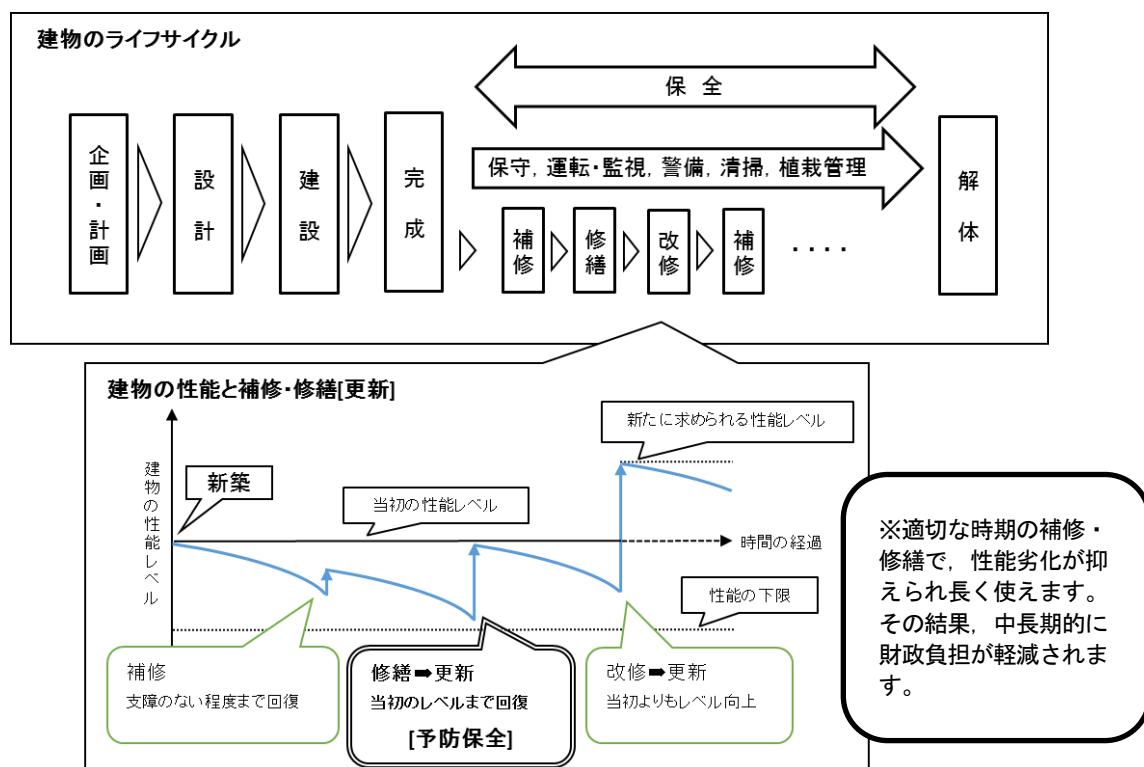
第3章 公共建築物の適切な維持管理

1 公共建築物の適切な維持管理に関する基本的な考え方

管理計画では、施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めることとしています。

具体的な取組として、部材等の耐用年数から計画的に更新を行う予防保全の取組や法改正等に対応した改修がありますが、財政負担の点から、全ての公共建築物において実施することは困難です。

そのため、個々の公共建築物について、提供している機能や代替性の有無、建築年数の経過による老朽化の状況等を踏まえながら、「建物の基本情報の整理」、「保全計画の作成」、「効率的な保全体制の構築」の3つの取組により、公共建築物の適切な維持管理を図ります。



2 建物の基本情報の整理（施設台帳の整備）

建築後の補修や修繕、改築の状況や点検結果の内容等を施設台帳として整理します。

これらの情報は、現在、公共建築物に関する設計業務担当課と施設所管課に分散しており、特に、施設所管課では、情報の蓄積がなされていない状況も生じています。

そのため、各公共建築物についての施設台帳を整備し、その情報を各種保全の取組や修繕等の優先度の把握、法適合性への対応策の検討等に活用します。

3 保全計画の作成

公共建築物について、保全計画を作成し、修繕及び改修の優先度の整理と財政負担の平準化を図ります。

(1) 保全計画の作成

ア 保全計画の対象施設

保全計画は、取組の効果がより期待できるものを対象とし、施設規模や建築後の経過年数等を考慮しながら次表のとおり整理します。

対象建物	対象外建物
<p>○施設の将来像 施設評価において、将来にわたり市が保有し続けるものと区分したものの。</p> <p>○施設規模 延床面積が500㎡以上のもの（ただし、「市有建築物等の点検及び調査に関する実施要領」の定期点検対象建物の場合は延床面積500㎡未満のものを含む）。</p> <p>○建築後の経過年数 建築後概ね45年未満のもの。※1</p>	<p>○施設の将来像 施設評価において、将来的に市が保有しないものと区分したものの。</p> <p>○施設類型 ・国・市の文化財に指定されているもの ・市営住宅 ※2 ・企業会計施設 ※2</p>
<p>※1 目標使用年数により、20年程度の残年数があるものとします。</p> <p>※2 企業会計は独自の経営計画に基づき施設整備を行っており、市営住宅は「旭川市営住宅長寿命化計画」を策定し、所管課で施設保全の体制が確立されていることから、これらは対象建物としません。</p>	

イ 保全計画

保全計画は、施設台帳を基本的な情報として、目的別に「長期保全計画」、「短期保全計画」、「年度保全計画」の3種類を作成します。それらのうち、長期及び短期の各保全計画は、毎年度の予算編成作業に反映します。

区分	目的	内容
長期保全計画	長期的な視点で機能維持に要する概算事業費の把握	20年間の計画とし、屋根や設備等の部材の更新時期を整理する
短期保全計画	財政負担の平準化及び優先度の把握	長期保全計画の期間を4年間ごとに整理し、他の施設における工事時期等を踏まえながら実施時期等を整理する
年度保全計画	建物の最新情報の把握	当該年度に実施予定の点検、保守、修繕等について、その内容を整理する

(2) 予防保全の取組

予防保全とは、部材等の耐用年数から、計画的に修繕（更新）を行うとした保全の方法で、従来の不具合が生じてから修繕を行う事後保全の考え方と異なります。

建物の長寿命化により建替えの間隔を長くするため、長期的には財政負担の軽減が期待できますが、短期的には、修繕等の財政負担が増加します。

そのため保全計画の対象施設全てにおいて、同時に導入することは困難であるため、提供している機能や将来的に財政負担の軽減や平準化の効果が、より大きく期待できる建物を長期使用建物として位置付けし、優先的に予防保全を導入します。

保全計画対象施設の区分

区分	目的	手法
長期使用建物	建物の長寿命化 財政負担の平準化	長期・短期保全計画に基づく予防保全の導入。
それ以外のもの	財政負担の平準化	当面、短期保全計画を中心とした財政負担の平準化を図るもので、財政状況等を踏まえながら、対象施設の中から、段階的に、長期使用建物への移行を検討。

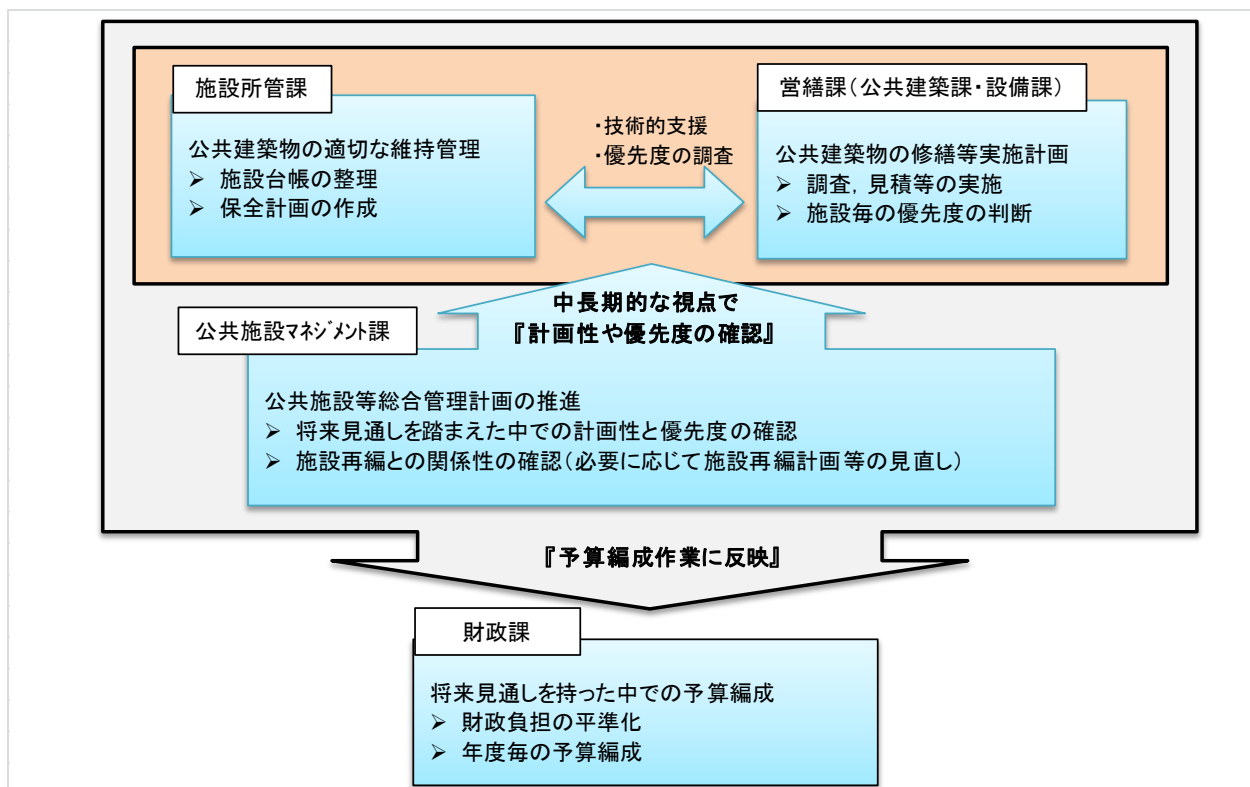
(3) 目標使用年数の設定

保全計画の作成に当たり、計画的に保全措置を講じるための目標使用年数を設定します。

既存建物については、鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数の考え方から基本的な目標使用年数を 65 年とし、長期使用建物と、今後、整備する建物で保全計画の対象施設であるものについては 80 年を基本とします。

4 効率的な保全体制の構築

建物の基本情報の整理，保全計画の作成等の取組を具体的に機能させるため，庁内の保全体制を構築します。その際，特に，当該公共建築物の将来見通しと優先度の明確化を図り，限られた財源を効果的に活用することを意識して取り組みます。



5 施設保全計画

公共建築物の適切な維持管理について，取組の進行管理と予算編成作業に反映するため，長期保全計画と短期保全計画の内容を中心に施設類型別に，施設保全計画を作成します。

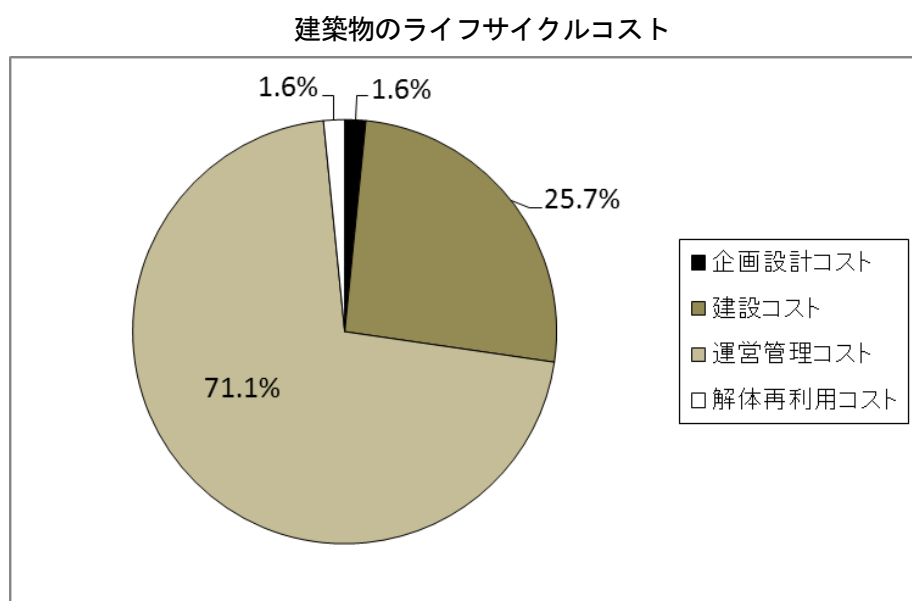
第4章 コストの抑制と財源確保

1 コストの抑制と財源確保に関する基本的な考え方

管理計画では、契約手法の見直しや民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していくこととしています。

また、国の試算によれば事務庁舎（3,000 m²）を65年間使用した場合、当該建築物に要した費用の総額のうち、設計・建設コストが約27%であるのに対して、修繕を含む運用管理コストが約71%を占めていることから、本市では、今後、建築年数の経過による老朽化により、運営管理コストの増加が生じる見込みです。

そのため、施設保有量の最適化や公共建築物の適切な維持管理の取組とともに、維持管理に要する費用の削減や、利用者負担の見直し等により、公共建築物に関する財政負担の軽減を図ります。



（出典：建築物のライフサイクルコスト（財）建築保全センター）

また、本市の公共建築物について、収入及び支出の状況を見ると、施設維持に毎年度約62億円を支出しており、施設運営に要する支出を含めると、支出額の合計は約98億円となっています。

収入	光熱水費等の 施設維持に関する支出	人件費等の 施設運営に関する支出
3,258,645 千円	6,247,903 千円	3,597,048 千円

※ 平成26年度～平成28年度の平均額

2 主な取組

管理計画では、管理運営の効率化、民間活用の促進、施設の売却、受益者負担の適正化、広域的な連携の5つを検討項目としており、それらについての主な取組は次のとおりです。

また、効果が期待できる取組については、記載内容以外のものについても積極的に検討を進めます。

(1) 管理運営の効率化

本市の公共施設等の維持管理は、各施設所管課が行っています。施設を維持するためには、施設の状態を保つための定期点検業務、快適に使用するための機器補修点検業務、清潔を保つための清掃業務やゴミ収集業務、安全対策としての機械警備業務など多種多様な業務が発生します。また、これらを一括して発注しているものもあり、各施設所管課で独自の仕様書や積算単価を使用している場合があります。そのため、可能なものはそれらの標準化を図るなど、事務の効率化等を検討します。

維持管理費用のうち、特に電気料の占める割合が大きい傾向にあります。本市では、平成21年度から、大規模施設を中心に、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断を受けており、今後、その結果を踏まえながら、これらの施設の改修時に省エネルギー化に向けた設備の更新等を検討します。

(2) 民間活用の促進

本市の指定管理者制度は、平成17年度から順次導入し、平成29年4月1日時点で、565施設において導入しています。

「旭川市行財政改革推進プログラム2016」では、指定管理者制度の導入拡大を推進事項にしていることから、当面、市民文化会館、公会堂、大雪クリスタルホール、公民館の市民文化系施設の導入について検討します。

ネーミングライツの導入は、民間事業者等が施設の名称に愛称を付与する権利の対価を市が得ることにより、安定した財源を確保することができます。中核市では既に半数以上の市において、野球場、体育館、競技場、公園など大型の施設を中心に導入しています。

本市では、「旭川市ネーミングライツの導入に関するガイドライン」に基づき、ときわ市民ホール・勤労者福祉総合センター、総合体育館、大雪アリーナについて公募を行い、応募のあった大雪アリーナについて、平成30年4月1日から導入する予定であり、今後においても、集客力やメディアへの露出度なども勘案し、広告効果が高く、一定のネーミングライツ料が見込まれる施設への導入を検討します。

指定管理者制度の導入とネーミングライツの導入以外にもPFI手法などがあります。

それらについても、他都市の取組事例等も参考としながら導入を検討します。

(3) 施設の売却

今後、各種計画の推進により、用途廃止施設の増加が見込まれますが、それらのうち、転用等を行わないものについては、効率的に処分することが必要です。

現在、用途廃止した公共建築物は、解体撤去の予算措置等の理由により、そのまま施設所管課が管理しているなど、複数の部局が、それぞれ情報を持っている状況にあります。

そのため、用途廃止した時点で、その情報を一元的に管理し、情報発信するなど、より効率的に施設の売却等が図られるよう庁内の体制を見直します。

また、使途を改修等の財源の一部に充てることなどに特定し、売却益等を基金に積み立てる方法もありますが、本市では、管理計画の推進に当たり、施設保有量の最適化等において、民間事業者によるサービス転換等の多様な手法を検討することとしています。

そのため、基金の設置については、引き続き、検討事項とします。

(4) 受益者負担の適正化

本市における受益者負担について、公共施設の利用にあたっては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針」改訂版（以下「取組指針」という。）を基本に、使用料・手数料を算定しています。

今後、公共建築物の老朽化が進む中、改修等の施設維持に要する費用の増加が生じる見込みであるため、より効率的に建物を活用することと利用者負担の在り方について、継続的に検討することが必要です。

そのため、施設保有量の最適化において重点的に取り組む課題としている、集会施設機能を有する公共建築物等の検討に併せて、サービス提供に対する受益者負担の考え方についても整理し、必要に応じて、取組指針の見直しを検討します。

本市では、一定期間利用する見込みのない土地や建物について、貸付けを行っているものがあります。その中で無償貸付を行っているものについて、できるだけ有償化や売却を図ることとしており、平成24年度から平成28年度までの5年間に、無償貸付をしていた13件を売却しています。今後も、利用状況に変化が生じないことが見込める場合は、関係者と協議しながら無償貸付の有償化や売却に向けて取り組みます。

(5) 広域的な連携

公共建築物の中には、庁舎や学校、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設など、行政サービスを提供するために、市町村ごとに整備することが望ましいものもあれば、市町村の行政区分にとらわれずに利用可能な施設もあります。

今後、全国的にも老朽化施設への対応が、より大きな課題となることから、圏域全体の効率性の視点を持ちながら、整備に多額の事業費を要し、近隣町も含めて効果が期待できるものを中心に検討します。

特に、本市の公共建築物のうち、体育施設と文化施設（音楽ホール）について、機能を確保するための手法として、近隣町の類似施設との連携も含めて検討します。

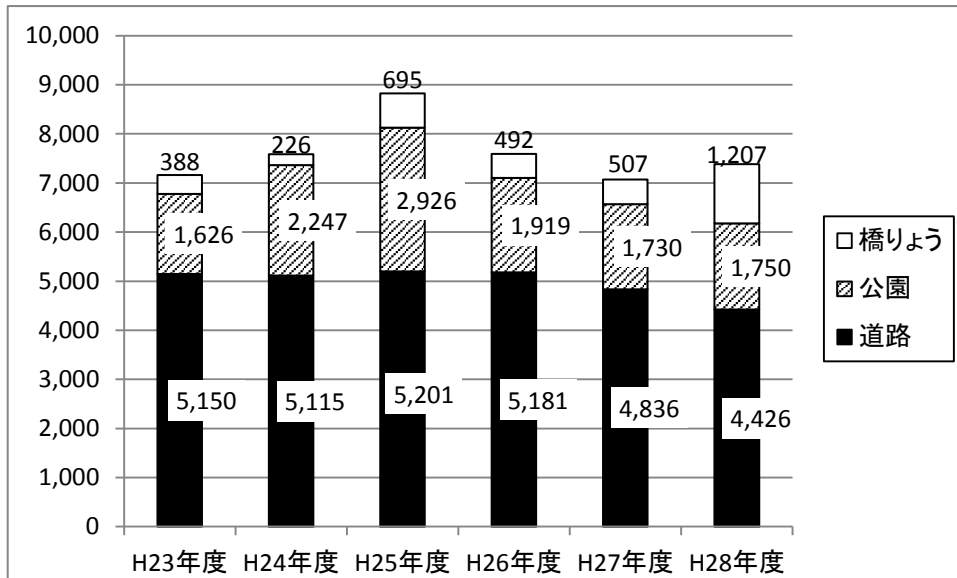
第5章 土木系公共施設

1 土木系公共施設に関する基本的な考え方

土木系公共施設は、市民が安心して生活するための都市基盤施設であることから、公共建築物のように、集約化による施設保有量の削減を進めることに限界があるため、管理計画では、個別の長寿命化計画に基づき計画的にマネジメントを推進することとしています。

土木系公共施設は、道路、橋りょう、公園のほか、河川、空港、農業施設、農村公園、廃棄物処分場がありますが、その中でも、事業費が大きい道路、橋りょう、公園について、それぞれの施設特性と市民サービスへの影響を勘案しながら、施設保有量の削減、施設の長寿命化、優先度を意識した予防保全の取組により対応します。

整備及び維持管理に関する事業費の状況（各年度決算額：百万円）



2 主な取組

道路、橋りょう、公園について、取組の方向性は次のとおりです。

区分	施設保有量の削減	施設の長寿命化	優先度を意識した予防保全
道路	限定的	優先度を整理しながら対応	優先度を整理しながら対応
公園	地域協議を経ながら検討	限定的	優先度を整理しながら対応
橋りょう	限定的	優先的に実施	優先度を整理しながら対応

(1) 施設保有量削減の取組（公園）

公園及び児童遊園は、整備後の年数の経過により、遊具や外柵の老朽化による破損が懸念される状況となっているため、平成 23 年度に旭川市公園施設長寿命化計画（計画期間：H23～H32 年度）を策定していますが、必要とする事業費の確保が困難な状況です。

今後も、地域住民のレクリエーションの場として公園を維持することが必要ですが、児童遊園については、少子高齢化の進展により、地域によっては、その必要性が低下している状況もあります。

そのため、地域における児童の遊び場の状況や地域住民のニーズを踏まえながら、個別の児童遊園について、廃止（売却又は貸付）することも含めて検討します。

(2) 施設の長寿命化（橋りょう）

橋りょうについて、建設後の経過年数を見ると、現在、建設後 50 年以上のものが全体の 6% であるのに対し、20 年後には全体の 53% に急増します。

そのため、平成 25 年度に旭川市橋梁長寿命化修繕計画（計画期間：H26～H35 年度）を策定し、予防保全の取組による修繕を進めており、今後も同計画を推進し、財政負担の平準化と長寿命化を図ります。

(3) 優先度を意識した予防保全の取組（道路）

道路も、公園と同様に、整備後の年数の経過により、経年劣化への対応を要するものが増加しています。

また、市道のうち約 3 割が未改良となっており、市民からの整備要望が多く、整備が追いついていない状況です。市道の廃止等による施設保有量の大幅な削減を図ることは困難であるため、今後は、整備率を高めるためにも、整備方法の見直しを図るとともに、工事費用の縮減に努め、道路の規格や安全性などを踏まえ、限られた事業費の中で緊急性の高いものから実施します。

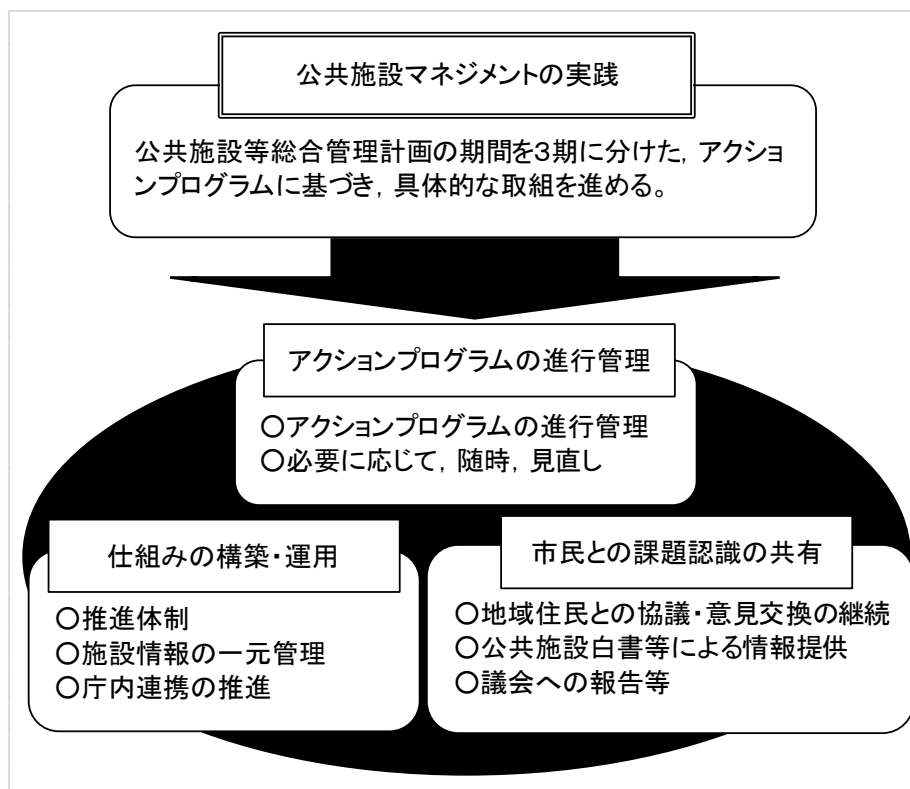
第6章 公共施設マネジメントの実践

1 公共施設マネジメントの実践

管理計画において、公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進するため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築することとしています。

そのため、管理計画の期間を3期に分けて策定するアクションプログラムの着実な推進を通して公共施設マネジメントを実践することとし、具体的に、「アクションプログラムの進行管理」、「仕組みの構築・運用」、「市民との課題認識の共有」の3つの取組を進めます。

(公共施設マネジメントの実践のイメージ図)



(1) アクションプログラムの進行管理

アクションプログラムのうち、施設再編計画と施設保全計画は、市の財政状況や地域住民等との協議の状況に応じて随時見直すこととしており、今後、それらの計画を中心に、進行管理を行います。

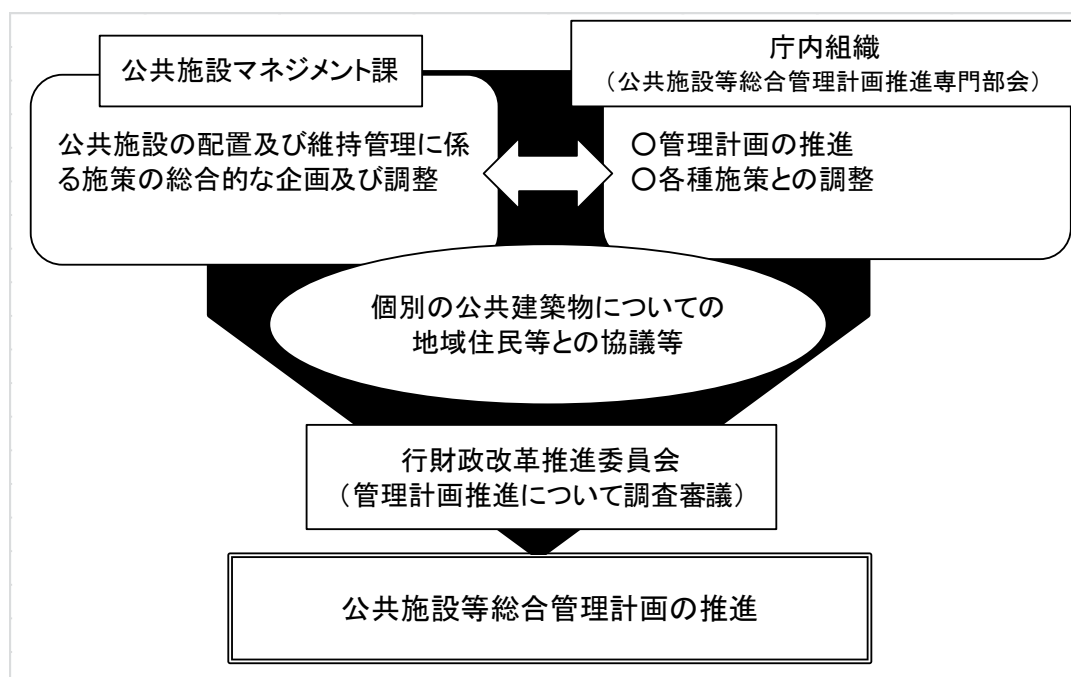
また、本編については、基本的に各期のアクションプログラム策定時に見直しを行いますが、本市の各種施策との整合性を図るために必要な場合は、その都度、見直しを行い、改訂版として整理します。

(2) 仕組みの構築・運用

アクションプログラムの進行管理を行うため、全庁的な推進体制、施設情報の一元管理等の取組を次のとおり進めます。

ア 推進体制

平成28年4月に公共施設マネジメント課及び行財政構造改革推進本部に公共施設等総合管理計画推進専門部会をそれぞれ設置し、それらが中心となって、アクションプログラムの策定作業を進めています。策定後は、市長の附属機関である行財政改革推進委員会における調査審議も経ながら、アクションプログラムの進行管理を行います。



イ 施設情報の一元管理

公共施設マネジメントを実践するため、施設情報の一元管理が必要です。そのため、建物性能、利用状況、コストの3つの項目を中心に基礎的なデータを収集・管理し、アクションプログラムの進行管理や市民との課題認識の共有に関する取組のほか、各部局が関連施策を企画・立案する際の基礎資料として活用を図ります。

ウ 庁内連携の推進

少子高齢化・人口減少が進行し、公共施設の老朽化に伴う財政負担の増加が生じる中で、市民サービスの維持・向上を図るためには、従前の取組にとられず、かつ、現実的な対応策を検討することが必要です。

また、施設保有量の最適化に当たっては、複合化の検討など、これまで以上に、関係課が連携して、機能や事業の実施場所の確保や地域住民との協議を行うこととなります。

そのため、公共施設マネジメント課は、複数の所管にまたがる課題や取組を中心に調整機能を担うとともに、施設情報や地域協議の状況等を蓄積し、それらを活用して、施設所管課等に対する各種支援を行います。

目的	主な取組
柔軟な発想と創意工夫	・利用者や地域住民との意見交換会の実施 ・先進事例の把握と情報提供 ・外部講師による意見交換会の実施
建物性能維持に関する意識の明確化	・施設所管課による定期点検の実施
課題解決に向けた支援	・各種基礎資料の作成と施設所管課等への提供

(3) 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントを推進するため、市民と課題認識を共有し、地域内の公共建築物の将来像について具体的に協議していくことが必要です。

これまで、管理計画やアクションプログラム本編の策定作業において、平成27年度から毎年度、地域まちづくり推進協議会ごとに意見交換会を行っており、アクションプログラム策定後も、地域の状況に応じた内容で、意見交換会や施設の利用団体との協議を継続します。

また、公共施設白書についても毎年度作成し、公表します。

対象者	目的	主な取組
全市民	課題認識の共有	・地域ごとの意見交換会 ・公共施設白書の作成・公表
施設再編等に関係する地域の住民	市民サービスの維持・向上に関する具体的な取組内容の整理	・地域ごとの意見交換会 ・地域ごとの協議 ・施設の利用団体との協議

(4) 市民参加の多様な手法

特に、施設再編計画に基づく取組については、施設の機能によっては、各種施策や地域づくりの推進に関わるものであり、利用団体及び地域住民との意見交換会や関連する附属機関における調査審議など、市民と市がお互いの考え方を確認し、お互いに提案をし合う過程を意識しながら進めます。

また、議会に対しても、適宜、推進状況等について情報を提供します。

2 目標値の設定

公共建築物に関する施設保有量の最適化について、保有延床面積ベースでの削減目標値を設定します。具体的な削減目標値は、施設再編計画において示します。

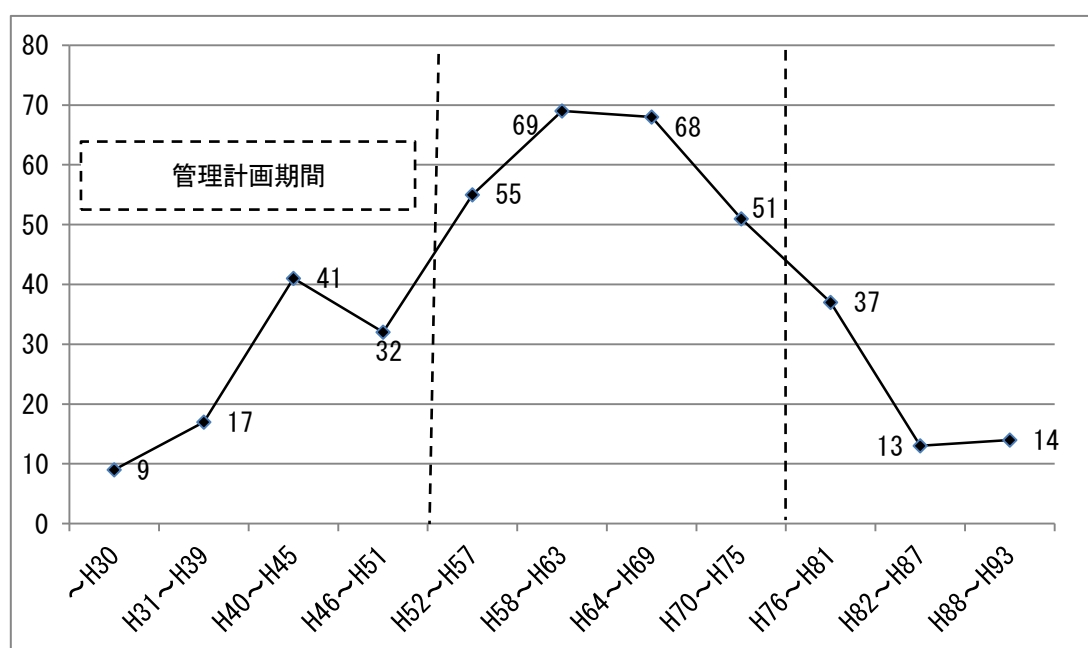
3 公共建築物に関する長期展望

現在、保有している公共建築物のうち、公園トイレ等を除く 406 施設について、建物の使用年数を 65 年と仮定して、どの時点で、その年数を経過するのかを試算すると、管理計画期間内の平成 28 年度から平成 51 年度までが、99 施設で、406 施設に占める割合が 24.4%であるのに対し、次の 24 年間（平成 52 年度から平成 75 年度まで）では、243 施設（同 59.9%）となります。

管理計画の推進に当たり、このような長期展望を踏まえ、財政負担の軽減と建替え時期の集中を緩和するために、保有床面積の削減や建物の長寿命化等の取組が必要です。

計画	アクションプログラム	施設数	延床面積
管理計画 H28～H51 年度の 24 年間	第 1 期：H31～H39	26	64,388.36 m ²
	第 2 期：H40～H45	41	75,219.27 m ²
	第 3 期：H46～H51	32	131,915.11 m ²
	合計	99	271,522.74 m ²
H52～H75 年度の 24 年間	H52～H57	55	167,220.30 m ²
	H58～H63	69	199,055.53 m ²
	H64～H69	68	152,015.00 m ²
	H70～H75	51	176,848.99 m ²
	合計	243	695,139.82 m ²

※ H28～H30 年度において 65 年を経過する（経過済み含む）9 施設を第 1 期に含む。



中長期展望の中での第1期アクションプログラムにおける課題への対応策

公共建築物に関する中長期展望を持った中での、第1期アクションプログラムにおいて取り組むべき課題

- 課題1: 建築年数経過による老朽化
- ・管理計画期間内に建築後65年を経過する公共建築物は、98施設。
- 課題2: 耐震性の確保
- ・管理計画期間内に建築後65年を経過する公共建築物のうち、69施設。
- ・次期管理計画期間内に建築後65年を経過する公共建築物のうち、30施設

課題への対応策

○施設評価をもとに対処策を整理するが、同時に、各公共建築物が提供している機能や市民生活への影響等を踏まえ、多額の事業費を要するものや制度設計の検討が必要なものを中心に、重点的に取り組む課題として、集中的に検討する。

各公共建築物の機能等に応じた対応策の検討

検討内容の反映

第1期の期間内に検討し、同期又は第2期に実施を想定

(平成29年3月1日時点)

区分	各アクションプログラムの期間内の状況		既存計画で整理済み	施設評価に加えて第1期アクションプログラムの期間内に重点的に検討し対応策を整理するもの(実施時期は第1期又は第2期)					施設評価において対応策を整理するもの	用途廃止済み(予定含む)
	区分	耐震性		施設数	支所	文化施設(音楽ホール)	体育施設	集会施設		
課題1: 建築年数経過による老朽化 建築後65年を経過する公共建築物	第1期(H31~H39年度)	耐震性あり	11	中央団地、第1豊岡団地、新町団地、第2豊岡団地、旭正団地、大町団地	旭川市公会堂	【新規整備計画】東光スポーツ公園(複合体育施設)	東鷹栖公民館第4分館、東鷹栖第4季節保育所	農山村地域	中原佛二郎記念旭川市彫刻美術館、福祉部庁舎	西神楽保育園、春光保育園、千代田保育園、旧北都中学校、天文台
	第2期(H40~H45年度)	耐震性なし(影断未実施含む)	15	総合庁舎、第三庁舎、南消防署東出張所		中央公民館			春光1・2区青少年会館、旧神居古澤駅舎、消防団第15分団詰所(千代ヶ岡)、選挙管理委員会倉庫、旭川しらかば共同作業所貸付建物	旭東保育園、近文生活館保育園、小鳩保育園、旧旭川中央会館、旧南消防署豊岡出張所、消防団第4分団詰所、旧千代ヶ岡中学校、旧旭川第1小学校教員住宅、旧聖和小学教員住宅、旧旭川北都商業高等学校、旧川のおもしろ館
	第3期(H46~H51年度)	耐震性あり	9	西御料地小学校、近文第1小学校、第3豊岡団地、東豊岡地、藤岡団地、瑞穂団地、高台団地、千代ヶ岡団地、第4東鷹栖団地			西神楽公民館、東鷹栖公民館第1分館		西神楽公民館就実分館、中島交友会館貸付地、旭川市常盤館、柔道場、雨粉季節保育所、旭正季節保育所、春日青少年の家、南消防署西神楽分遣所、消防団第13分団詰所、北消防署永山出張所、消防団第28分団詰所、北消防署鷹栖分遣所、消防団第31分団詰所、計量検査所、共有地区飲料水供給施設	旭東保育園、近文生活館保育園、小鳩保育園、旧旭川中央会館、旧南消防署豊岡出張所、消防団第4分団詰所、旧千代ヶ岡中学校、旧旭川第1小学校教員住宅、旧聖和小学教員住宅、旧旭川北都商業高等学校、旧川のおもしろ館
	第4期(H52~H57年度)	耐震性なし(影断未実施含む)	31	日童小学校、永山西小学校、千代田小学校、豊岡小学校、明星中学校、東旭川小学校給食共同調理所	西神楽支所				西神楽公民館、東鷹栖公民館第3分館、東鷹栖第2季節保育所	旭山保育園、東旭川保育園、神居つくし保育園、秋月保育園、緑が丘保育園
	第5期(H58~H63年度)	耐震性あり	9	知新小学校、啓明小学校、正和小学校、台場小学校、愛宕小学校、緑が丘小学校、神居中学校、神楽岡二丁目タウン団地	旭川市民文化会館		神居公民館		近文リサイクルプラザ	永山保育園、東旭川保育園、神居つくし保育園、秋月保育園、緑が丘保育園
	第6期(H64~H69年度)	耐震性なし(影断未実施含む)	23	江丹別小学校、旭川小学校、東栄小学校、江丹別中学校	神居支所				近文生活館、東鷹栖スキー場、豊田へき地保育所、5条庁舎、南消防署旭川出張所、消防団第5分団詰所、北消防署東光出張所、消防団第25分団詰所、春岳内地区飲料水供給施設、7条駐車場、旧旭川第4小学校貸付建物	永山保育園、東旭川保育園、神居つくし保育園、秋月保育園、緑が丘保育園
課題2: 耐震性の確保 建築後65年を経過する公共建築物	次期管理計画			雨粉小学校				東旭川公民館日の出分館、春光中央青少年福祉会館、錦はるかぜ公園(管理棟)、花咲スポーツ公園馬場管理棟、花咲スポーツ公園管理施設、鏡工団地福祉センター、さくら季節保育所、嵐山季節保育所、北消防署近文分遣所、消防団第23分団詰所、消防団第15分団詰所、消防団第19分団詰所、消防団第20分団詰所(芳野)、クローンセンター、常盤公園施設、千代田の山公園施設、西神楽公園施設、公園廃棄物最終処分場、春日地区飲料水供給施設	神居保育園、住吉保育園、東鷹栖中央保育園	
								土木事業所、旭川空港管理事務所		